

新嘉坡公民館月報

(昭和33年3月18日第三種郵便物認可)

昭和36年10月1日(毎月1回1日発行)
発行所 新潟県公民館連絡協議会
(新潟市寄居町・越佐自治会館内)
(振替 新潟 4094番)
(電話 新潟 2.7951番)
発行人 安沢 純正
(定価 一部 八円)

10月号 (104号)

県公民館職員講習規程案

新潟県教育委員会に左の事項を含む県公民館職員講習規程の制定力を要望する

- 1.この規程は社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の2により新潟県教育委員会が公民館職員の研修のために行なう講習について定めるものとすること。
 - 2.講習を受けることができるものは、左の各号の一に該当するものとすること。
 - 1.法第27条に規定する職員
 - 2.県教育委員会が前号に準じ適当と認める者
 - 3.講習を受講しようとする者は、市町村の教育委員会を経由して受講申込書を県教育委員会に提出し、受講許可をうけるものとすること。
 - 4.受講者は、かならず次の表に掲げる単位を修得しなければならないものとすること。

科 目	単位数
教育社会学	1
心理学	1
社会教育概論	1
社会教育行財政及び施設	1
社会教育の方法・技術	1
現代日本の課題と公民館	1
社会教育演習	1

5. この規程における単位の計算の基準は、左の各項に定めるところによることとする。

1. 1時間の授業につき、2時間の予習または復習を必要とする講義によるものについては15時間の授業の課程
 2. 2時間の授業につき1時間の予習、または復習を必要とする演習によるものについては30時間の授業の課程
 3. 前2号に掲げるものを除く外、予習または復習を必要としない実験または実習によるものについては45時間の授業の課程
 6. 単位修得の認定は、県教育委員会が試験論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行なうものとすること
 7. 県教育委員会はこの規程の定めるところに従い七つの単位を修得した者に対して講習の修了証書を与えるものとすること。
 8. 受講者の人数、選定の方法、講習の期間その他の講習実施の細目については、県報その他適宜な方法によって公示するものとすること

県
県
開催日程の細目については「公民館職員調査等の集計結果等を期
ししながら後日決定されることに
る。」

県町村会正副会

県教育会館(仮称)

ある九月十八日午後五時三十分
より原町村会館で原町村全正副会
長と本会正副会長との懇談会が開

県町村会正副会長との懇談会

県教育会館

建設

など話しあう

で高く評価されるものと思われるが、多くの受講者があのよう期待されている。

卷之三

訪問集会と話しあい学習

館（仮称）の将来は短期大学を
P.7

長期講習に費三千万を計上

なつてゐる。

次
九月定例原議会開かる P.2
理想的な公民館を築くために P.3

本会委員会長の構想で社会教育会館
会館(仮称)を設立して県教育委員会
会館(仮称)建設の方針に踏み出
切ることになつてゐたが、今後も
さういふ農村会、県市長会、県
医療関係団体、建設及び水道技術
関係団体等にも呼びかけ意図
総一をばかりこれら関係者と
とタイプアップしながら強力に建
設運動を推し進めるにこな
た。

② 县公出版誌説後感について
県田村会理事会主に批評を來ね
る。

10月の歴史

新時代の地域行政關係団体職員には、基礎的教養とともに高専門のすぐれた専門技術の修得が要求されているので、県教育会

こと必ず成るべし。小なることをやるがせにする者、大なることをやるがせにする者、大なることは必ずできぬものなり。

理想的な公民館を築くために

〔最近の社会教育資料(全日本社会教育連合会編)による〕

I 公民館

一般に、公民館は社会教育実施の中心拠点であるといわれているが、それは具体的にどういうことなのであろうか。

公民館の施設を新しく建てるにしても、増改築するにしても、また事業を行なうにしても、改めて、公民館の正しいあり方についてよく考え直してみることが必要である。そこで、社会教育法ならびに「公民館の設置ならびに運営に関する基準」に規定された事項を中心に、公民館の正しい姿をえかいてみると、およそ次のようなことになる。

1. 公民館は、一定地域の住民のため、日常生活と結びついて、その教育文化の振興の拠点となる施設である。

2. その施設の内容は、地域の必要や要求に応じたものであることはもちろんあるが、いろいろな教育、文化活動の振興を目的とするものであるから少なくとも、一般的、類型的な教育活動、文化活動を促進できる施設、設備をもつものでなければならない。

3. 公民館は、一般的な社会教育施設であるから、日常的、一般的な必要を満たす施設の整備を図るべきもので、必ずしも専門的な施設を整備するものではない。

4. 公民館は各種各様の社会教育活動のできる場でなければならぬが、それぞれの活動について、すべて完備した資料を整え専門的指導を行うことは困難であるから、周辺地域にある図書館、博物館、青年の家、児童文化センター、その他の専門機関との連絡提携を強化し、それらの資料と指導を受け入れることができるように体側と施設を整備することが大切である。

5. 公民館は住民一般を対象とするものであるから、児童のための文化財の提供、その文化活動の促進を図ることも必要であると考えられる。だからできれば、「そのための機能をもつようにしたい。

資料を連絡等に当たる公民館において

て、地区公民館の児童室でこれを活用するような方法をとるか、周辺地区的児童文化センターの援助を受ける方法も考えられる。

以上が公民館のアウトラインであるが、このようにみてみると、公民館をいかに配置し、どんな内容のものとしていかなければならないかといふこともおのずから明らかになると思われる。

なお公民館は住民が日常的に利用できることが最も重要な条件であるから、適切に配置されなければならないということである。つまり、本来は、地区公民館が公民館として最も基本的なものであるということである。もちろん、市町村の地域全体を対象とする事業や、資料の整備という点で中央部に地区公民館の機能を補うような公民館を設置することが、非常に便利でもあり、能率的であるが、しかし、この中央的な公民館だけで、日常的な全市町村民の利用に応ずることができるとは、とうてい考えられないから、まず、この地区公民館や連絡等に当たる公民館の配置を参考、区別を考えて、具体的な施設や設備の内容を決定することを忘れてはならない。

公民館の普及状況は全国3,645市町村に、現在20,190館設置されており、このうち本館は7,725、分館12,485である。ただし、独立後は本館3,801、分館5,939にすぎない。なお、未設置市町村が388あるほか、転用老朽のものが相当数あるのでこれらの約1,680館は、今後すみやかに解消するよう努力を要すると認められる。

II 移動公民館

最近公民館が自動車をもって公民館活動を展開する事例がとみに多くなってきたが、このような場合に用いられる自動車が一般に移動公民館と呼ばれている。

現在、全国の公民館で保有している自動車は約150台で、中には、自動車の運転練習用のものや、人や物を必要に応じて運搬するだけのものなど、移動公民館と呼ばれるのに値しないものもあるが、したいに、公民館活動を地域全般に及ぼすための機動力として、計画的に使われるものがその割合を増してきているようである。特に公民館活動の浸透していない地域では、その活動が地域住民から非常な歓迎を受け、多大の成果を収める事例が多いので最近ではますますこの種の自動車を整備しようとする機運が高まってきている。国においても、この情勢に対応して、昭和32年度から移動公民館整備のための助成を始め、初年度は1台にとどまつたが、33年度には5台、34年度には4台に補助し、35年度にはいづきよに17台の購入を助成している。

公民館、図書館、博物館、青年の家、児童文化センター等の社会教育施設は、現在まだ適正な姿に達いものがある。

これらの施設は社会の要請に応じ、ある段階では総合的施設とし、あるいは分化した施設として、常に経済の成長、生活の向上に比例して整備充実されていくものと考えられる。国は現在助成措置を講じている各施設の性格、機能あるいは地方公共団体の規模等を考慮し、最低の目標として次のような計画をもっている。

公民館	1. 各市町村ごとに適正配置する。 2. 図書館、博物館、青年の家等と相互協力し、市町村各地区的総合文化センターとしての役割を果す
図書館	1. 都道府県および市に適正規模の施設を設置する 2. 学校、公民館、青年の家、児童文化センター等に対しても、巡回文庫その他の方法により事業の援助を行なう
博物館	1. 一都道府県内に3館(科学博物館、美術館、その他の博物館)を設置する 2. 学校、公民館等に対しても事業の援助を行なう
青年の家	1. 都道府県内2ないし3か所(全国約100カ所)設置する 2. 公民館等で行なわれる行年学級、その他の青少年教育事業と相互協力する
児童文化センター	1. 都道府県に一館(独立館)を設置する。以上のはか公民館等に併置施設を各都道府県に3以上設置する 2. 公民館、学校等の青少年教育事業と相互協力する

明治、大正、昭和三代名作展

錦秋をかざって開催近し

新潟県教育委員会
では文部省と共に
開催いたします。
より十一月九日ま
で新潟市小林百貨
店会場とし開
催いたします。
余忌におよぶ
御物をはじめ
で美術文化史を学
習するとのでき
もので、一堂にし
て系列的に集めた
国最高作家の名作
を標めて意義深い
展覧であります。
地域社会大方の鑑
賞により、本県文
化の振興のために
各公民館の積極的
協力が期待されます。

期間 11月20日～11月5日
会場 新潟市小林百貨店
主催 県教委、文部省

その住まいについて

1 主 旨

第9回国民体育大会を機会に、県民の一致協力のもと、健闘で明るい県民性と清潔で豊かな郷土の環境を醸成することは団体の意義をたかめるばかりでなく、本県将来のためにもまことに有意義なことである。なおこれらの運動の中には従来各種の機關組織の活動を通じて実践効果をあげてきたものもあるが、団体開催を機として一層強力にあげ、県民の健康生活と生活環境の整備に努力するものである。

2 事業の目標

この運動を具体的に進めるために、次の五項目を目標として事業計画をたてるものとする。

- A 生活環境の整備と美化
- B 体育スポーツ愛好と理解
- C 交通道徳の昂揚
- D 対人関係における社会性の養成
- E 積極的敢斗態度の育成

3 事業 内 容

A 生活環境の整備と美化

イ. 公共広場と施設、主要道路、商店街、河川、下水溝、港湾等に対する整備ならびに衛生管理

ロ. 緑地帯の造成

ハ. 学校における植樹運動

ニ. 公園内における植樹整備運動

ホ. 花いっぱい運動

ヘ. 商店街の装飾美化運動

ト: 伝染病予防の徹底

B 体育スポーツの理解と愛好

イ. 月例公休日、農休日を利用しての「健康の日」の設定

ロ. 各市町村の体育大会の実施

ハ. ラジオ体操の継続実施

ニ. 種目理解のための実技講習ならびに審判養成講習会の実施

ホ. 社会体育指定町村の振興と体育モデル地区の指定

ヘ. 健康家庭の表彰

C 交通道徳の昂揚

イ. 各警察署による交通道徳普及講習会の開催

ロ. 月別交通道徳昂揚運動の実施

ハ. 学校による交通道徳教育の実施

ニ. 交通首領昂揚に関するポスター、標語の募集

ホ. 優良道路愛護会の表彰

D 対人関係における社会性の養成

イ. 表札及び町名掲示運動

ロ. 商店街の販売、経理、装飾講習会の開催接客業者のサービス講習会の開催

ハ. 「団体協力の店」選奨運動

ニ. 態切運動

ホ. 交通、通信関係の案内要領の普及

E 積極的敢斗態度の育成

イ. 「ガンバリ運動」「歩こう運動」の実施

ロ. サイクリング講習会の開催

ハ. 各種運動競技会における選手の精神面の強調

ニ. 選手強化合宿における不撓不屈の精神の涵養

ホ. 各種運動競技の本質の理解と各競技の正しい観方と声援のし方

F その他

イ. 国体受入れに關する標語の設定

ロ. 県民の歌の制定

新潟国体準備委員総会

八. 県県の国体旗の 图案制定

4 事業内容の説 明

A 生活環境の整備 と美化

イ. 公共広場と施設、主要道路、商店街、河川、下水溝、港湾等に対する整備ならびに衛生管理

ロ. 開催市町村、非開催地とをとわず公園、道路、河川、下水溝等

の施設や、学校、公民館等公共建物はもと論、駅、劇場、浴場等公衆の利用する施設を愛護するため、各団体あげての協力運動を積極的に進める。

口. 緑地帯の造成

空地及び未利用の土地は芝生、または樹木を植え、緑地帯を造成する。

ハ. 学校における植樹の展開

新潟国体の記念事業として、学校で植樹を行なったり造園計画を実施したりする。

ニ. 公園内における植樹整備運動

新潟国体を記念して、公園内に記念植を植えたり從来の公園について整備をし美化するようにつとめる。

ホ. 花いいっぱい運動

生活に花をとりいれ環境を積極的に明るくし人間関係を花とともに愛情で温かくしていく運動である。

・新潟県花の会を結成、さらに地区、市町村に花の会をつくる

・優良種子、種苗の交かん配布街頭へは移動花壇を設ける

・国体参加者に花束、花環を贈呈する

・天皇陛下に対して、花の獻納運動をする

・大会直前アーチを作りその選手に花環、花束を贈る

・学校、駅、役場、公民館等の人の集まるところは花を生ける等美化をする

・1人1鉢運動、1家1鉢運動の展開

ヘ. 商店街の装飾、美化、運動

店頭装飾広告、ポスターをはじめ、日用品、食品、土産品等に洗練された色彩、照明、配置、価格等の明示について工夫研究する。

ト. 伝染病予防の徹底

食器、環境衛生疾患に國体意識の昂揚、手洗い運動

蚊、はえ、ゴキブリ、ねずみの

いらない生活運動の参画及び夏の健康を守る運動を直接あるいは間接に各種団体、組織を通じて協力を推進、衛生に対する知識の啓蒙をはかる。

・防疫体制の確立

三十九年度に開催される新潟国体準備委員会が九月十二日午後一時から新潟市医師会館で開かれた。構成員として加わっている本会会長安田經正氏ならび約八十名が出席し、開催会日を六月六日(第二案)六月七日(第二案)とする原案を了承したほか、以下その目標と事業内容を摘要した。

- ・環境衛生の指導
- ・宿舎関係の設備改善
- ・栄養指導
- ・飲料水対策(飲料適否の決定表示)
- ・狂犬病予防対策
- ・食事衛生事項の徹底
- ・医療救護体制の整備

口. 体育スポーツの理解と愛好

イ. 月例公休日、農休日を利用しての「健康の日」の設定

・画一的に特定の日を設けることなく、地域職場等の実情に即した月1日以上の休日を定め、この日を「健康の日」として家族をあげ、町や村、職場をあげて健康な体と健全な精神を築くための楽しいプログラムをたてて、この日を過そうとするのである。

農村の農休日、職場の公休日をそのままあてはめ単に仕事を休むということだけでなく、積極的に心身の健康に寄与するような一日とする。

このプログラムとしては次のような事項があげられる。

- ・保険衛生環境美化に関するもの
- ・予防医学の普及……一斎消毒、健康相談、健康診断、体重測定、予防注射等
- ・健康管理……栄養指導、職業病、風土病、伝染病等の予防・害虫、ねずみ等の駆除
- ・環境美化……家庭戸外の清潔整頓、消掃、下水、炊事場、廻り場、便所等の改善、空地利用の花壇
- ・生活改善に関するもの
- ・時間勤行、冠婚葬祭の簡素化
- ・衣食住の合理化、労働の配分
- ・生活の計画化、能率化の研究
- ・因習迷信の打破
- ・生活技術に関するもの
- ・家庭用品、日用品、電気器具、農機具の研究
- ・教養向上に関するもの
- ・講演会、討論会、研究会、社会学級、青年学級、学校解放講座、公民館講座等により政策

明るく住みよい郷土をつくる運動の一翼担う

健民運動の推進を決定

政治、文化、科学、産業等の教育向上

- ・体育レクリエーションに関するもの
 - ・体操の普及、ラジオ体操、厚生体操の実施
 - ・簡易スポーツの普及、バドミントン、ソフトボール、ゲートボール等
 - ・野外活動……ハイキング、サイクリング、海水浴、キャンプ等
 - ・ダンス……日本民踊、フオーグダンス、スクエヤダンス等
 - ・音楽……簡易楽器の演奏、歌唱等
 - ・その他……ゲーム、スタンダード芸能、趣味、伝承行事や祝祭日

口、各市町村の体育大会の実施

- ・年何回かの市町村民体育大会、部活対抗駅伝競争球技大会等を実施して体育スポーツに対する愛好と理解を深める。
- ・学校の運動会を盛にし、児童、生徒の体位の向上をはかる。
- ハ、ラジオ体操の継続実施
- ・学校、職場、家庭において従来行われているラジオ体操を継続実施して県民の体位の向上とラジオ体操の普及をはかる。
- ニ、種目理解のための実技講習、ならびに審判養成講習会の実施
- ・競技役員、審判員、補助員等の養成は、競技運営のキーポイントともいうべき重要事項であるので、2ヶ年にわたりて開催地、各種目競技団体と協議のうえ周到な計画をたてて実施する。
- ホ、社会体育指定町村の振興と体育モデル地区の指定
- ・県内の社会体育指定町村の一層の発展振興と更に新指定町村の設定と体育モデル地区を指定

する

ハ、健康家庭の表彰

- ・現代生活において健 康を保つためには個人の健康の上に家庭の健康を保 えねばならない。家庭全員が健康であり、更に健 康運動に積極的に参加して明るい家庭を各市町村で表彰する。

シ、交通道徳の昂揚

- ・国民体育大会開催に際して交通事故の増加が考えられたびたび増えられ実施されている「右側通行」ということは交通道徳を守ることであり、して歩調をあわせて歩く運動まで発展させたい健民運動推進項目として

イ、各警察署による交通道徳普及講習会

ロ、交通安全時間及び週間にあわせた月別交通道徳昂揚運動の実施

ハ、学校教育指導による交通道徳教育の実施

ニ、交通道徳昂揚に関するポスター標語の募集

ホ、市町村婦人会、青年団、子ども会等により道路愛護会の表彰

丁、対人関係における社会性の養成

イ、表札及び町名掲示運動

- ・町や村をお互いに明るく住みよい郷土にするため新生活運動の一として団体開催を契機に表札及び町名の掲示運動をとりあげ地域婦人団体の組織を通じて全県下に普及徹底をする。

ロ、商店街の販売、経理、装飾講習会接客業者のサービス講習会の開催

- ・各会場を中心装飾及びサービス講習会を開く特に地域婦人会等を対象とした講習会を設ける。

ハ、「国体協力の店」選奨運動

- ・国体の開催を機に県下各地において外來者はもとより一般消費者

者が安心して買物ができるよう良心的な店舗をえらびこれを選奨する

二、親切運動

・県の人が多數参加するのでこれらの人を温かく迎え新潟県のよい印象を全国に持つて帰つてもらい、ひいては人間相互關係を円満にし、県民性を明朗にするために行う運動である。

・席を譲る運動

・汽車、バス等の乗物では老人や弱い者に席をゆずらうという運動

・返事をはきはき応待を明るくする運動

・見知らぬ人にものをきかれたときはぐずぐずしないではきはきと答える習慣をつける

・電話の応答もにこにこと、生活にユーモアと明るさを加えるようにする。

・郷土を上手に紹介する運動

・上手に紹介にはまず自ら郷土を知ることが大切で、各名所や旧蹟だけでなく産業等についても調べ、案内図、表示等はわかりやすくする。

・「親切の花」設定

・親切の花を設けてそれを胸につけ、國体参加者を親切に迎える、殊に國体関係者の湯茶の接待、案内所、簡易ボスト、電話、荷物預り、売店等を開きあるいは被服の修理なども行き便利をはかる。

ホ、交通通信関係の案内要領の普及

・國的、バス会社、電報電話局等に國体の案内要領を作成してその普及につとめる。(以下次号)

